

出資団体等経営改善専門委員会の意見

対 応 方 針

早期に取り組むべき事項

(県職員派遣の早急な見直し)
 教育財団(以下「財団」という。)は生涯学習センターなど10施設の指定管理者となっているが、本部を除き財団職員が全く関与せず、県派遣職員のみで運営する施設、あるいは大部分を県派遣職員に委ねなければ運営できない施設が多く、基本的に団体固有の人的資源が十分でない状態であり、自立した団体として指定管理能力があると言えるのか疑問である。

また、指定管理者の公募にあたっては、社会教育主事の資格を有する者などを配置することが求められているが、財団には社会教育主事の資格を有する教員が多数派遣されており、財団が有利な状況にあるなど、指定管理選定の公正性が十分担保されているとは言い難い。

県派遣職員中心の財団運営は、財団職員の専門職の不在や専門的ノウハウの蓄積困難など負の側面も生んでいるほか、指定管理者の選定にあたって、公正性が十分担保されていない状況も見受けられるため、県と団体との役割分担の明確化、団体の自立的経営の促進及び指定管理者制度の公平性確保の観点から、県派遣職員の削減については、財団及び県が一体となって対処する必要がある。

したがって、平成19年度から21年度までに、県派遣職員を埋蔵文化財部において8人削減するとしている現行計画を見直し、民間事業者の活用も考慮に入れながら、代替専門職の確保や更なる事務の効率化等により、同部門は勿論のこと、指定管理事業での県派遣職員の削減について、早急かつ積極的に取り組むべきである。

早期に取り組むべき事項

(県職員派遣の早急な見直し)
 (1) 県派遣職員の削減
 財団の自立的経営を促進するため、次回指定管理者公募の時期までに、現行の組織体制の見直しを行うとともに、これまで以上に派遣職員の必要性を精査し、県派遣職員のさらなる削減を図る。

(2) 教育財団の人的資源の充足
 これまで、専門性という点では、財団職員(プロパー職員)は県派遣職員に多くを依存していたことを否定できないが、今後の財団運営にあたっては、積極的に民間事業者の活用に努めていくこととし、財団が本来担うべき事業については、財団職員自らが、県派遣職員の専門的ノウハウを伝承し、専門性を高めていくとともに、専門職員として育成していく。
 なお、管理運営経費を縮減する観点から、社会教育主事の資格を有する県退職者などを期限付職員や非常勤嘱託職員として雇用すること等により、人的資源の充足を図っていく。

【 県派遣職員等の削減計画 】

(単位 : 人)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22
指定管理事業	県派遣職員	112	98	96	95	84	81 (- 31)
	財団職員	38	32	30	29	24	24 (- 14)
埋蔵文化財事業	県派遣職員	49	57	41	25	22	22 (- 27)
	財団職員	11	10	17	11	8	13 (+ 2)
計	県派遣職員	161	155	137	120	106	103 (- 58)
	財団職員	49	42	47	40	32	37 (- 12)
	合計	210	197	184	160	138	140 (- 70)

() は平成17年度との比較。職員数は臨時職員、非常勤嘱託職員を除く。
 埋蔵文化財関係については、事業量の増減を踏まえている。
 民間事業者の活用等を踏まえ、計画は適宜見直す。

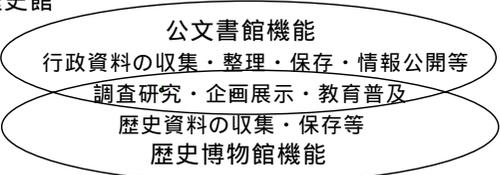
出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>一方，県から財団へ派遣された教員が，県へ復職した過去3年間のケースを分析し，平均的な異動実態をみると，これら派遣は教員の教育的必要性に基づくものであるとも考えられるが，年平均24人の異動者のうち約半数の13人が教頭・校長の管理職として県へ復職している実態があることは併せ考慮すべきである。</p>	<p>(3) 県派遣職員の県への復職 教育財団へ派遣されている社会教育主事等の職からの教頭・校長への登用については，学校現場の教員や県教育委員会勤務の教員出身者と同様に，管理職登用試験を課することにより，適正に選考されている。 なお，今後の派遣に当たっては，若年層の教員の派遣に切り替えることにより，財団の人件費軽減を図り，併せて管理職での復職者の抑制に努める。</p>

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針			
<p>(埋蔵文化財発掘調査事業への民間事業者の活用)</p> <p>国，県，公団等からの過去10年間の発掘調査事業の平均受託額は約15億円(うち県受託額約7億円)に上るが，公共事業の見直しの中でその経費縮減等が求められており，県派遣職員が常勤職員の約9割を占める埋蔵文化財部の組織体制においては，人件費など経費の縮減が喫緊の課題となっている。</p> <p>財団においては，年次計画以外の土木事業等が緊急に生じ，それに伴い発掘調査が必要になる場合や，発掘調査の途中で当初計画を超える事業量が発生した場合など，緊急調査時の発掘調査に限定した民間事業者の活用について実務的な検討に，今年度着手したところである。平成20年度中には実施体制を整備し民間事業者が参入できるよう，着実に取り組んでいく必要がある。</p> <p>加えて，教育委員会が管理，監督機能を強化したうえで，全ての発掘調査を既存の財団を含めた民間事業者に委託しようとする神奈川県初の試みや，現在国で検討中の民間事業者活用見直しの動きなどを踏まえ，緊急調査時に限定せず全ての発掘調査について民間事業者を活用できないか，あるいは県と財団の役割分担など財団のあり方も含め，現行の事業実施スキームと比較考量しながら，経費縮減に向け，総合的に検証していく必要がある。</p>	<p>(埋蔵文化財発掘調査事業への民間事業者の活用)</p> <p>(1)人件費など経費の削減 埋蔵文化財発掘調査経費については，発掘調査の質を確保・向上しつつ，そのコストを削減するために，期限付職員や再任用職員の採用，組織・調査経費の見直しなどにより，引き続き経費の縮減や派遣職員の削減を進めていく。</p> <p>(2)民間事業者の活用 民間事業者活用による埋蔵文化財調査の原則 開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査は，文化財保護の一環であることから，教育委員会が責任をもって行うことになっており(文化財保護法第3条，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条)，民間事業者の活用についても，現在は緊急調査の場合に限り，発掘調査を実施する教育委員会やその設立した財団等の調査体制に組み込むことがその条件となっている。(埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について：H10.9.26文化庁通知) 緊急調査時の民間活用 現在，県と財団は緊急調査時の民間事業者の活用について検討を進めており，平成20年度中に導入を図る。 緊急調査時以外の民間活用 国で協議中の「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」からの答申を見据えながら，今後，緊急時以外の民間事業者の活用についても，民間事業者活用実績の検証や近県の動向などを踏まえ，民間事業者の活用による経費の縮減等について検討を進める。</p> <p>【民間事業者活用の発掘調査体制イメージ】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>現行体制</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">班長</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">2名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">補助員 24名</div> <p>財団調査員</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>民間活用事例 1</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">班長</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"> 1名 1名 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">補助員 24名</div> <p>民間調査員</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>民間活用事例 2</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">班長</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">2名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">補助員 24名</div> <p>補助員の手配まで民間が行う。</p> </td> </tr> </table>	<p>現行体制</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">班長</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">2名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">補助員 24名</div> <p>財団調査員</p>	<p>民間活用事例 1</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">班長</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"> 1名 1名 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">補助員 24名</div> <p>民間調査員</p>	<p>民間活用事例 2</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">班長</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">2名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">補助員 24名</div> <p>補助員の手配まで民間が行う。</p>
<p>現行体制</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">班長</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">2名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">補助員 24名</div> <p>財団調査員</p>	<p>民間活用事例 1</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">班長</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"> 1名 1名 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">補助員 24名</div> <p>民間調査員</p>	<p>民間活用事例 2</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">班長</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">2名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">補助員 24名</div> <p>補助員の手配まで民間が行う。</p>		

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>(指定管理者としての適正な財団運営)</p> <p>県から多数の職員の派遣を受けて指定管理者となった財団が、受託した施設の管理運営事業から多額の課税所得(平成18年度約1億1千8百万円)を計上することは、財団の経営の成果と全て評価することは難しく、指定管理料(委託料)の積算が適正になされていたかどうかについて検証する必要がある。</p> <p>今回の多額の利益計上については、施設管理費等の削減努力は認められるものの、財団への県派遣職員の構成が積算時と変化し、当年度人件費が実質的に縮減したことが、一つの要因とも言われており、多数の県派遣職員により運営される団体が指定管理者になった場合の人件費積算の課題とも言えるので、協定の見直しなど、改善に向け早急に検討していく必要がある。</p> <p>また、財団本部の共通経費(人件費及び運営費)については、各指定管理施設の指定管理料の一部を本部費へ振替し充当しているが、この本部費振替については、各施設の収支バランスと財団としての全体の収支バランスを考えて配分したとしており、施設ごとの当期収支は、運営実態が適切に反映されていない決算となっている。</p> <p>一方、財団から体育協会への派遣職員については、体育協会が給料、手当等を、財団が退職手当を負担してきたところであるが、本来、体育協会への財団職員派遣は、財団としての自主事業であることから、財団の指定管理料に反映されるべきものではない。</p> <p>このため、財団本部の共通経費の施設ごとの振替額は、各施設の運営実態を適切に反映したものとすべきであり、また、体育協会への財団派遣職員の退職金の実質的な県負担については、県の財団及び体育協会に対する取扱いも含め、両団体間の適切な経費負担を行うべきであり、指定管理料の積算の適正性・透明性を担保できるよう厳正に対処する必要がある。</p>	<p>(指定管理者としての適正な財団運営)</p> <p>(1) 指定管理料の積算等の改善 指定管理者制度においては、指定管理者の営業努力によって生み出された余剰金について、原則返還を求めないことになっている。 しかし、教育財団の場合、県から多数職員を派遣していることから、その人件費については、県の人事異動や派遣人員による余剰金が発生しないような方法を早急に検討する。</p> <p>(2) 積算方法の見直し 各施設の指定管理料の中には、共通経費として教育財団本部の運営に係る経費も含まれているが、施設毎の共通経費の積算については、一定のルールを早急に検討し、各施設の運営実態が明確に決算に反映できるようにする。</p> <p>(3) 退職手当積立金の取扱い 今後、教育財団から体育協会への派遣職員に係る退職手当積立金については、教育財団への指定管理料の積算には含めないこととする。</p>

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針								
<p>法人のあり方等</p> <p>(財団あり方の検討)</p> <p>財団は、事業の拡大等に伴い財団の人的組織の充実を図るべきところ、多数の県派遣職員を受け入れてきた結果、組織としての自立性が確保されておらず、また、民間的創意が極めて発揮されにくい団体となっている。</p> <p>さらに、指定管理者制度の導入によって、行政補完団体から指定管理業務に携わる一民間事業者として、県との関係が大きく変容している。</p> <p>つまり、財団を取り巻く環境は設立当初から大きく変化し、これまでのような県派遣職員に大きく依存した運営形態の抜本的見直しや、自立的な団体運営が可能な組織・事業体制への移行など、財団のあり方についての本格的な検討が必要になったと言える。</p> <p>本県教育の振興を図るために、県民から真に必要とされる事業のうち、県自らが実施する必要はないが、一方民間では実施困難なものを担う団体としての財団の必要性・存在意義については、県民の立場からも是認されるべきものと考えられる。</p> <p>改めて、財団と県が一体となって、県民の視点や民間の発想を重視しつつ、次のような論点も十分斟酌しながら、団体のあり方をゼロから検討して見直し、次回指定時期までには、一定の結論を出す必要がある。</p>	<p>法人のあり方等</p> <p>(財団あり方の検討)</p> <p>(1)教育財団の実績等の活用の必要性</p> <p>近年の高齢化・国際化・情報化など、急速な社会の変化に伴う県民の学習意欲の高まりや多様化するニーズに県が応えていくためには、教育財団が組織的に保有している多年にわたる実績・ノウハウを、今後とも何らかの方法で活用していく必要がある。</p> <p>(2)あり方の検討</p> <p>平成18年度から指定管理者制度が導入されるなど、教育財団が設立された当時から社会情勢の変化等を踏まえ、県と一体となって本県教育の振興を図るとする法人の目的を引き続き達成していくため、教育財団は、県から自立した独自の立場で、自由かつ自発的な活動を実施するよう、県は教育財団の将来的なあり方について専門委員会の意見等を踏まえて、早急に検討していく。</p> <p>【検討体制及び検討スケジュール】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>教育財団のあり方検討委員会設置</td> </tr> <tr> <td>平成19,20年度</td> <td>財団のあり方、財団としての受託事業への取組の検討</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>指定管理者になり得る民間事業者の発掘</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>指定管理候補者決定</td> </tr> </table>	平成19年度	教育財団のあり方検討委員会設置	平成19,20年度	財団のあり方、財団としての受託事業への取組の検討	平成21年度	指定管理者になり得る民間事業者の発掘	平成22年度	指定管理候補者決定
平成19年度	教育財団のあり方検討委員会設置								
平成19,20年度	財団のあり方、財団としての受託事業への取組の検討								
平成21年度	指定管理者になり得る民間事業者の発掘								
平成22年度	指定管理候補者決定								
<p>・県においては、財政が極めて厳しい状況にある中、指定管理施設開設当時と現在を比較した場合の社会情勢や施設の果たすべき役割、さらには県民ニーズの変化を十分に踏まえ、指定管理施設自体の必要性、あるいは民間・市町村等関係機関との役割分担などについて総合的に検証し、効率的な施策展開を図ることが必要である。</p>	<p>・施設の必要性、民間・市町村等の関係機関との役割分担</p> <p>生涯学習センター</p> <p>全県的な生涯学習の振興を図るため、県内を5地域に分け、その地域の拠点として生涯学習センターの整備を進め、平成18年度に県北生涯学習センターが開所し、整備が終了したところである。</p>								

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
	<p>県の生涯学習センターは、 高齡化社会や人権尊重などに関する専門的・体系的な 市町村が単独では実施が難しい講座の実施 県民に対する幅広い学習相談・学習情報提供等 市町村への支援・補完（学習環境の整っていない市町 村での移動講座の実施・人材情報の提供等） などの役割を担っており、県民のニーズも高く、利用者数 も年々増加している。 また、市町村は、住民に身近な課題に対応した講座等を行 い、民間としては、個人の趣味・教養に対応した講座等を行 っている。 今後は、地域での指導者やボランティアの育成及び市町村 をはじめとする関係機関とのコーディネート機能のあり方を さらに検証していく。</p> <p>青少年教育施設 青少年の健全育成を図るため、県内に6つの青少年教育施 設を設置し、共同宿泊学習及び体験活動の場を提供している。 しかし、近年の少子化等による利用者の減少等を踏まえ、「施 設の在り方」について、現在、検討を進めており、次回の指 定時期までには結論を出す。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 今後とも指定管理者制度を定着させていくには、多くの民間事業者の参 入促進が不可欠であることから、財団と民間事業者がコンソーシアムを 組んで指定管理者になるなど、多様な事業主体による複合的な管理運営 などについても、幅広く検討することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育財団と民間事業者との共同事業体設立 次回の指定管理者公募の際は、民間団体との共同事業体によ る応募を行うことも検討を進める。

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>・ 歴史館については，公文書館としての公共性が高いこと，学芸部門の専門性，継続性等が求められることなどを理由に，今回非公募によって指定管理者となったところであるが，公文書館と歴史博物館の機能を分離し，非公募と長期指定期間の公募などについて総合的に検証する必要がある。</p>	<p>・ 歴史館における公文書館機能と歴史博物館機能の分離による公募移行</p> <p>本県歴史館の現状 歴史館は，開館以来，県史編纂をはじめ古文書資料の所在調査や県庁文書の収集・整理保存等の調査研究を行い，更にその研究成果を展示・公開するなど，公文書館機能と歴史博物館機能を併せ持つ特性を生かした館運営を行っており，効果を上げている。</p>  <p>本県歴史館</p> <p>公文書館機能 行政資料の収集・整理・保存・情報公開等</p> <p>調査研究・企画展示・教育普及</p> <p>歴史資料の収集・保存等 歴史博物館機能</p> <p>全国の状況 ア 都道府県立公文書館の設置状況 公文書館機能を有する30館のうち25館は単独設置している。残りの5館は，本県と同様に歴史系博物館との複合型が4館，図書館との複合型が1館となっている。 イ 都道府県立美術館・博物館の指定管理の導入状況 県立美術館・博物館等143館のうち，指定管理者に民間事業者が指定されているのは7館（PFI式を除く。）で，5館は施設管理のみの導入であり，残る2館は学芸部門を含む全面的導入であるが，県の学芸員が駐在するなど，いずれの場合も県が学芸部門には深く関わっている。</p>

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
	<p>今後の検討 今後、他県の動向等を注視しながら、現在の指定管理の実績を検証し、歴史館の機能分離や公募移行なども含めて、下記課題について、次回の指定時期までに検討していく。</p> <p>その際、博物館においては、展示活動の外、貴重な資料の収集・保存や調査研究といった外部から見えにくい部分が重要であることから、経済効率性だけにとらわれず、博物館本来の機能維持についても考慮する必要がある。</p> <p>【検討課題】</p> <p>ア 公文書館機能と歴史博物館機能を分離する場合の課題 ・重複している部分の切り分け ・連携のあり方等</p> <p>イ 公募する場合の課題（民間事業者が参入する場合） ・資料の寄託者、県史研究者等との信頼性の確保（人的ネットワークの継続） ・採算性の低い教育普及事業の継続 ・調査研究の継続性の確保 ・資料収集の意志決定等</p>